

発票を紛失してしまったら！？

～ 発票紛失時の処理 ～

中国では、企業所得税において損金計上する場合や増値税の仕入税額控除や輸出還付を受ける場合は、中国税務局が正式に発行した「発票」が必要となります。また、会計処理においても、原始証憑をこの「発票」とするため、「発票」の管理には細心の注意を払う必要があります。

しかし、万が一にでもこの「発票」を紛失してしまった場合には、どうすればよいのでしょうか？

今回は、発票を紛失した場合の発行者側における処理と受領者側における処理について解説いたします。

発行者側において紛失した場合

1. 増値税発票を紛失した場合（TEDA 国家税務局 HP より抜粋）

(1) 紛失してから三日以内に、下記の書類を持って所轄税務局にて紛失手続きを行います。

紛失状況の説明書（紛失日時、紛失場所、紛失原因等）

紛失証明書（公安局発行の盗難証明・遺失証明等）

増値税専用発票の控綴りコピー

税務登記証のコピー

税務局備え付けの紛失発票税務証明登記表（一式四部）

その他税務局が要求する書類

(2) 上記手続き後、税務局より発行された「**発票紛失税務証明公告通知書**」(**丢失発票税務證件登報通知单**) を持って『**天津財税**』(地所：和平区解放北路 100 号) にて、紛失声明の新聞公告を掲載します。

なお、税務上の諸規定に違反して発生した発票の紛失や盗難の場合には、1 万元以下の罰金や状況に応じて最長半年間の発票購入禁止の処分を受ける可能性があります。

2. 営業税の発票を紛失した場合（TEDA 地方税務局 HP より抜粋）

(1) 下記書類を持って地方税務局にて紛失手続きを行います。

紛失状況の説明書（紛失日時、紛失場所、紛失原因、紛失枚数、企業の改善措置等）

紛失証明書（公安局発行の盗難証明・遺失証明等）

発票の控綴りコピー

税務登記証コピー

その他税務局が要求する書類

- (2) 上記手続き後、税務局より発行された「**発票紛失税務証明公告通知書**」(**丢失発票税務證件登報通知單**)を持って『**毎日新報**』にて、紛失声明の新聞公告を掲載します。

なお、TEDA 地方税務局では、発票を紛失した場合 1 枚につき 400 元、発票 1 冊につき 2,000 元の罰金が課されます。

受領者側において紛失した場合

3 . 増値税専用発票を紛失した場合

発票の受領者が発票を紛失した場合には、発行者側に再発行を求めたとしても、税務上、売上の2重計上とされることから、通常は再発行には応じていただけません。では、全く救済措置がないのかということではなく、偽造防止税金統制システムで発行された増値税専用発票については、以下の救済措置が設けられています。

「増値税の一般納税者が増値税偽造防止税金統制システムで発行した増値税専用発票を紛失した場合の税務処理問題に関する通知」(国税発[2002]10 号)

紛失した増値税専用発票がこのシステムにより事前に認証を受けているか、或いは事後的に認証を受けることを条件として、購入者は**紛失した発票の控えのコピー**と販売者の主管税務機関が発行する**「増値税一般納税者が不正防止税源コントロールシステムにより発行した増値税専用領収書紛失申告済証明書」**証明書をもって、仕入者の主管税務機関の審査を受けた後に仕入税額の控除が認められる。

4 . 発票控えのコピーのみで処理する場合

発票受取者側にて発票を紛失した場合に、発行者側に紛失した発票の控綴りのコピーに発行者の公印を押印したものをもらい、当該コピーを原資証憑として会計処理を行っているケースが多く見受けられます。

この場合、会計処理上は費用計上可能であったとしても、企業所得税の取り扱いでは損金処理ができません。(ただし、地方によっては所轄税務局の承認を得て損金処理ができる場合もあるようです。)

なお、税務局での上記手続きは実務的に非常に煩雑であるため、日頃から「発票」の管理には十分留意する必要があります。

(注) 上記取り扱いは、TEDA 地区の取り扱いを中心に御紹介しておりますので、実際の手続きの際には所轄税務局にご確認ください。

以上